

矢板市告示第99号

矢板市庁舎整備基本構想策定支援業務委託に係る公募型プロポーザルについて、以下のとおり実施する。

令和5年11月1日

矢板市長 齋藤 淳一郎

記

- 1 業務名  
矢板市庁舎整備基本構想策定支援業務委託（以下「本業務」という。）
- 2 業務内容  
主たる業務内容は、矢板市庁舎整備基本構想策定に係る支援業務とする。  
詳細は、「矢板市庁舎整備基本構想策定支援業務委託仕様書」のとおり。
- 3 履行期間  
契約締結の日から令和7年3月10日まで
- 4 提案限度額  
5,621,000円（消費税及び地方消費税含む。）
- 5 参加資格要件  
参加資格要件は、次の要件をすべて満たす単独企業とし、次の要件をすべて満たす法人その他の団体であって、本業務を的確に遂行することができる能力を有する者とする。  
(1) ①または②の登録者であること。  
① 本市の令和5・6年度入札参加資格者名簿（測量・建設コンサルタント等）に登録されている者であること。  
② 本市の令和5・6年度入札参加資格者名簿（物品等納入（N-9 計画策定・支援））に登録されている者であること。

- (2) 過去10年間（契約日が平成25年11月1日以降）で、国又は地方公共団体における庁舎の整備に関し、基本構想又は基本計画の受託実績を有していること。なお、共同企業体での契約も実績に含むものとする。
- (3) 本業務を遂行するために必要な業務経験を有する者を従事させることができること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していないこと、及び同条第2項の規定に基づく矢板市の入札参加の制限を受けていないこと。
- (5) 矢板市建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成21年6月8日制定）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項若しくは第2項の規定による再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項の規定による再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項の規定による更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項の規定による更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体又は特定の公職者（候補者を含む。）や政党を推薦、支持若しくは反対する目的の団体ではないこと。
- (8) 矢板市暴力団排除条例（平成24年矢板市条例第26号）に規定する暴力団又は役職員が暴力団員等ではないこと。
- (9) その他法令等に違反していないこと又は違反する恐れのないこと。

## 6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金：免除

## 7 契約

- (1) 契約書の作成要する。
- (2) 業務委託契約に基づく協定書（債務負担行為に係る契約）の作成要する。

## 8 支払条件

業務完了後の支払いとし、発注者の検査に合格した場合に業務委託料の請求ができることとする。

## 9 主なスケジュール（予定）

項目	日程（いずれも令和5年）
本件プロポーザルの実施公告	11月1日（水）
実施要項・仕様書・様式の公表	11月1日（水）
参加申込書の提出期限	11月10日（金）17時まで
質問書の受付期間	11月14日から11月20日（月）12時まで
質問への回答	11月24日（金）までに回答
企画提案書の提出期間	11月30日（木）17時まで
一次審査結果、プレゼンテーション等日時の通知	12月7日（木）（予定）
プレゼンテーション審査等	12月12日（火）（予定）
結果通知	12月中旬に通知

## 10 手続等

### (1) 書類の配布

市の公式ウェブサイトからダウンロードすること。

### (2) 参加申込書、企画提案書の提出方法等

	参加申込書	企画提案書
提出期限	令和5年11月10日（金） 17時必着	令和5年11月30日（木） 17時必着
提出方法	持参又は郵送。郵送の場合は簡易書留とすること。	
提出場所	次項の問合せ先に提出	

## 11 問合せ先

〒329-2192

矢板市本町5番4号

矢板市役所 総務課 管財担当

電話 0287-43-1113

メール [kanzai@city.yaita.tochigi.jp](mailto:kanzai@city.yaita.tochigi.jp)